動画の無断投稿



ころ、知らない男性がやって タンクトップ姿で「パワー」と きて、突然ジャケットを脱ぎ 一人、お弁当を食べていたと 昼休みに公園のベンチで

良いでしょうか。 生数も多く気味が悪いです。どう対応すれば NSに投稿していることがわかりました。再 場を去りましたが、後日、知人からの連絡で、 大声で叫びました。びっくりして慌ててその 上記の人物が私の驚いている様子(動画)をS

等を撮影された写真を 人格的利益、自己の容貌 容貌等を撮影されな 人は、みだりに自己の

す。受任限度を超えて違法に撮影され えるか否かで判断することになりま 目的、撮影態様、撮影の必要性等を総 ることが違法か否かは、被撮影者の社 る人の容貌等をその承諾なく撮影す 貌等の撮影が正当な取材行為等とし 益の侵害が社会生活上受任限度を超 合的に考慮して、被撮影者の人格的利 会的地位や活動内容、撮影場所、撮影 て許容されるべき場合もあるので、あ 人格的利益を有します。 みだりに公表されない 但し、人の容

目的も撮影態様も適切穏当とは言い 影の必要性があるとは考え難く、撮影 いものがあります。掲載動画の状況 本件は、特段の事情がない限り、撮

についても同様と解されます。

ります(最判平成17年11月10日)。

格的利益を侵害する違法なものとな

た写真は、その公表も、被撮影者の人

超えて侵害される違法な撮影・公表 できるでしょうか。 できるか否か等)によっては相談者の (掲載)ともなりうると考えられます。 (被撮影者が相談者であることが特定 八格的利益が社会生活上受任限度を では、この動画を削除させることは

るものであり、強制力はありません。 きます。法務局に相談すれば、法務局 面送付による方法)を行なうことがで てくれることもあるようです。但し、こ 場合にはプロバイダ等に削除要請をし が当該投稿に違法性ありと判断した イト内のフォームを利用する方法、書 れらはあくまでも任意の削除を求め まず、プロバイダ等への削除依頼(サ

は訴訟提起をすることになります。 すが、仮処分決定後も削除しない場合 で削除に応じるプロバイダ等が多いで なる可能性が高いので、仮処分の段階 の後の訴訟でも削除を命じる判決と 判所が削除の仮処分決定をすれば、そ 処分申立てをする方法があります。 い場合には、裁判所に削除を求める仮 プロバイダ等が任意に削除に応じな

定することになります。 多いのは削除と同様です。発信者情報 ば、プロバイダが開示に応じることが が開示されて、損害賠償の請求先が特 を行ないます。仮処分決定がなされれ 等に発信者情報開示の仮処分申立て とは、まずありませんので、プロバイダ 信者情報(住所、氏名等)を開示するこ 定を要します。プロバイダが任意に発 請求等を行なう場合には投稿者の特 さらに投稿者(発信者)に損害賠償